

## データ連携・利活用タスクフォース設置要綱

### (設置)

第1条 テストベッド分科会設置要綱第3条第5項に基づき、テストベッドの利活用の推進を目的として、スマートIoT推進フォーラム技術戦略検討部会テストベッド分科会(以下「分科会」という。)に、データ連携・利活用タスクフォース(以下「タスクフォース」という。)を設置する。

### (検討事項)

第2条 タスクフォースは、次に掲げる事項を検討する。

- (1) Beyond 5G時代のデータ連携・利活用の検討
- (2) データ連携・利活用のためのテストベッドの在り方の検討
- (3) その他本タスクフォースの目的を達成するために必要な調査及び検討

### (運営)

第3条 タスクフォースは、リーダー及びメンバをもって構成する。

- 2 タスクフォースは、分科会長の指名に基づきリーダーを置く。
- 3 メンバは、タスクフォースの目的の実現に向けて、第2条に掲げる検討に関し貢献できる者とする。
- 4 タスクフォースは、リーダーが必要に応じて招集する。
- 5 リーダーが必要と認めるときは、会議にメンバ以外の関係者を出席させ発表させることができる。
- 6 リーダーが必要と認めるときは、ビデオ会議システム等を利用して会議を開催することができる。
- 7 リーダーは、タスクフォースの活動を取りまとめ、これを分科会に報告する。
- 8 その他タスクフォースの運営に関し必要な事項は、リーダーが定めるものとする。

### (事務局)

第4条 タスクフォースの庶務は、テストベッド分科会事務局が行う。

付則 この要綱は、令和5年3月29日より施行する。